

広島県告示第1111号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条の規定によって、公有水面埋立ての竣功を次のとおり認可した。

令和3年12月23日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 竣功認可年月日

令和3年9月30日

2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

(1) 名称及び所在地

江田島市大柿町大原505番地

江田島市

(2) 代表者の氏名

江田島市長 明岳 周作

3 埋立区域

(1) 位置

江田島市江田島町小用三丁目8578番27に接する道及び8515番47の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びE53の地点とE52の地点とを結んだ線により囲まれた区域並びにE52の地点とE53の地点を結んだ線により囲まれた区域。

E53の地点 江田島市江田島町字鷹山7607番1 国土地理院二等三角点「江田島」
(北緯34度15分31秒1505, 東経132度28分42秒0159, 標高376.01m) から
118度24分57秒, 1,560.03mの地点

E57の地点	E53の地点から	143度38分01秒	3.26mの地点
E56の地点	E57の地点から	145度50分30秒	3.60mの地点
90の地点	E56の地点から	134度40分24秒	8.56mの地点
43の地点	90の地点から	218度02分25秒	0.88mの地点
42の地点	43の地点から	218度05分37秒	6.73mの地点
41の地点	42の地点から	217度28分06秒	6.72mの地点
40の地点	41の地点から	216度49分45秒	6.73mの地点
39の地点	40の地点から	216度56分47秒	6.73mの地点
38の地点	39の地点から	216度19分03秒	6.72mの地点
37の地点	38の地点から	215度40分41秒	6.73mの地点
36の地点	37の地点から	215度48分46秒	6.73mの地点
35の地点	36の地点から	215度10分12秒	6.72mの地点
34の地点	35の地点から	214度31分50秒	6.73mの地点
33の地点	34の地点から	214度45分33秒	5.50mの地点

32の地点	33の地点から	213度48分41秒	5.50mの地点
31の地点	32の地点から	214度11分37秒	4.73mの地点
E44の地点	31の地点から	304度42分11秒	21.69mの地点
E45の地点	E44の地点から	34度41分43秒	2.37mの地点
E46の地点	E45の地点から	301度13分06秒	3.86mの地点
E47の地点	E46の地点から	12度31分44秒	2.31mの地点
E48の地点	E47の地点から	43度41分15秒	20.99mの地点
E49の地点	E48の地点から	43度42分53秒	13.24mの地点
E50の地点	E49の地点から	45度00分07秒	20.86mの地点
E51の地点	E50の地点から	45度31分29秒	4.71mの地点
E52の地点	E51の地点から	45度09分01秒	13.47mの地点
E53の地点	E52の地点から	44度33分21秒	4.56mの地点

(3) 面積

1,637.10平方メートル

4 埋立免許の告示の年月日及び番号

平成25年4月25日 広島県告示第403号

(平成25年4月16日付け指令港振第12号で免許)

5 法第22条第3項の市町名

江田島市